

# 甲斐市地域福祉計画（概要版）

平成24年度～平成28年度



平成24年3月

甲 斐 市

## 1. 計画策定の背景

これまでの福祉は、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、限られた人々に対して、行政などの制度による「公助」での画一的なサービスの提供によって進められていました。

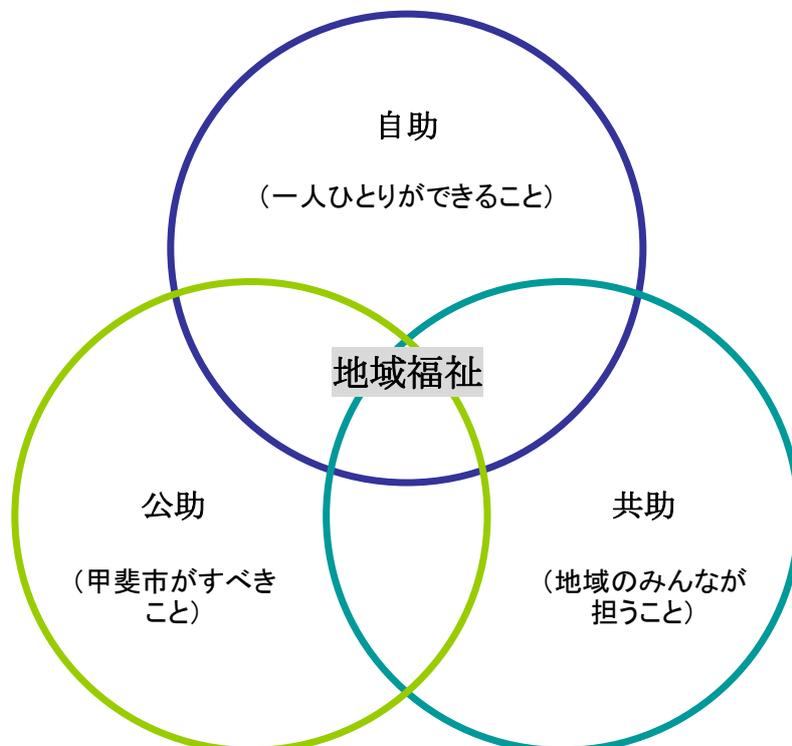
これからは、すべての住民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしい安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進が求められています。

そのためには、行政をはじめ住民や各種団体など、地域を構成するすべての人々が、自分たちの生活課題の解決に向けて自発的、積極的に取り組むことが必要です。

## 2. 計画策定の目的

平成12年に制定された「社会福祉法」第4条では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、福祉サービスを必要とする人々が、自立した日常生活を営むとともに、あらゆる社会活動に参加できるように、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動者がお互いに協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとしています。

「甲斐市地域福祉計画」は、公的な制度としての福祉サービス（公助）と地域社会における住民同士の支え合い（共助）、そして個人や家庭における自助努力（自助）の連携によって、地域が抱える様々な生活課題の解決に向けた取り組みを推進するために計画するものです。

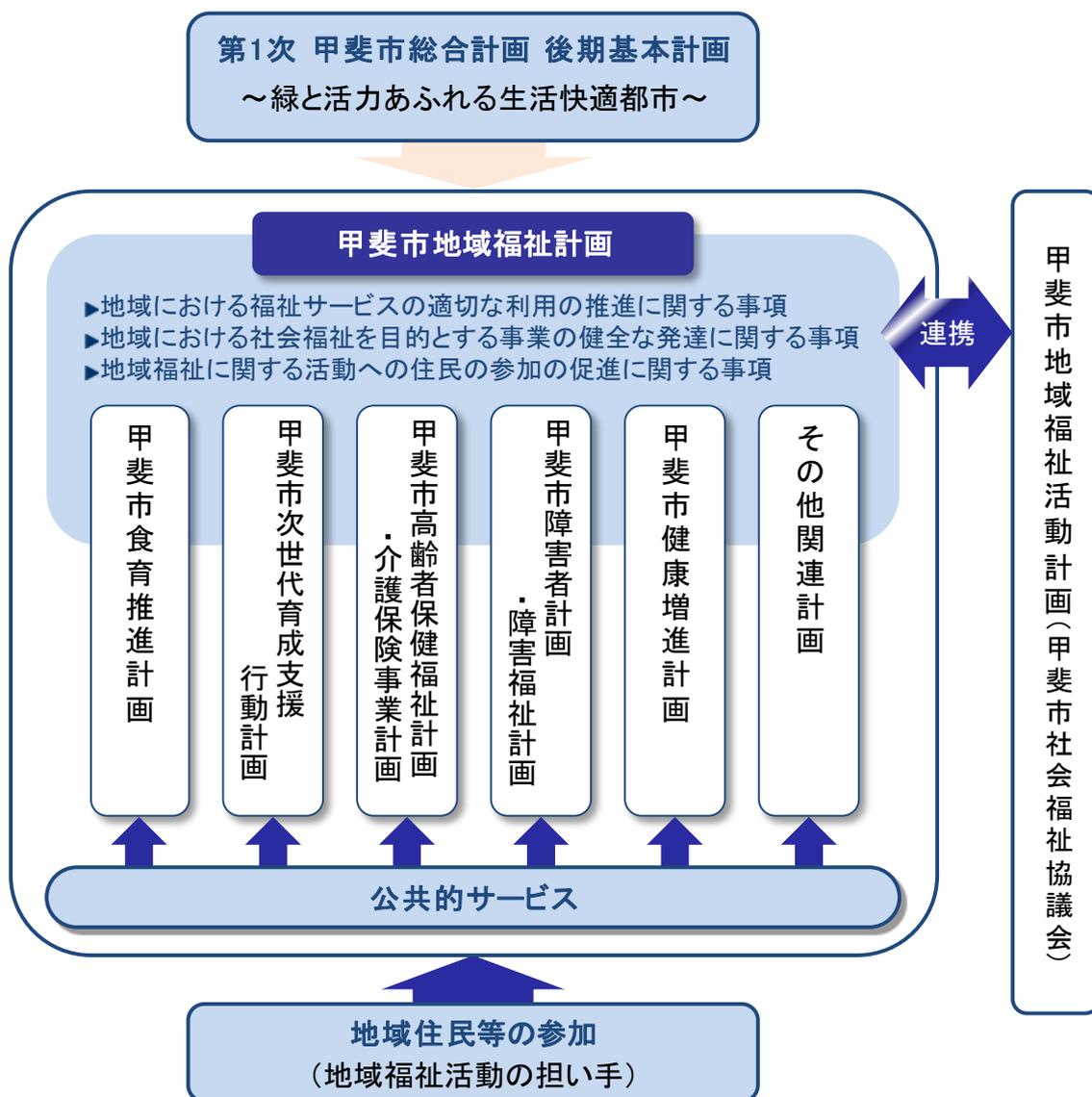


### 3. 地域福祉計画の位置づけおよび関連計画との関連性

本計画は、第1次甲斐市総合計画・後期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村福祉計画として策定します。

甲斐市では個々の計画を策定し、これらに基づいた施策が展開されています。本計画は、甲斐市の福祉分野の計画を地域福祉に共通の視点で推進していくための計画です。

また、本計画は甲斐市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と相互に連携を図っていきます。



### 4. 計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 5. 地域福祉計画の基本理念

甲斐市では「笑顔あふれる ふれあいのまちをつくります」を市民憲章の一つとして定めています。また、第一次甲斐市総合計画・後期基本計画においては福祉分野の基本政策を「健やかで心ふれあうまちづくり」としています。

地域福祉は、地域で暮らす誰もが自分らしく、自立した生活を送るために必要不可欠なものです。そのためには、地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという気持ちを、一人ひとりがしっかりと心に刻むことが大切です。

一人ひとりが手をつなぎ、そしてそのぬくもりを忘れない、そのような「福祉のまち」を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

**一人ひとりが手をつなぎ**

**ぬくもりあふれる福祉のまちづくり**



## 6. 地域福祉計画の基本目標

### 基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、個人の自立とともに、お互いの人権を尊重し、助け合い、支え合うことが必要です。

そのために、福祉意識の啓発や福祉教育の充実を図るとともに、世代を越えた交流ができる機会を提供し、地域の人々がふれあい、協力しあえる関係づくりに取り組みます。また、地域の福祉活動やボランティア活動への参加促進を図ります。

### 基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり

地域福祉の推進においては、市民一人ひとりの自主的な地域福祉活動が重要ですが、それに加えて、自治会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、あるいはボランティア団体やNPOなど地域の福祉活動に関わる団体との連携・協働が不可欠です。

地域福祉の推進体制や地域活動の拠点を整備し、地域福祉に関わるネットワークの充実を図ります。また、福祉活動の新たな担い手の育成にも積極的に取り組みます。

### 基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民が抱える生活課題や求める福祉サービスは複雑化・多様化しています。誰もが必要とする福祉サービスを利用できるようにするためには、一人ひとりがどのようなニーズを持っているのかを把握し、そのニーズを福祉サービスへとつなげていく仕組みづくりが求められます。

そのために、身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談支援体制を強化するとともに、住民ニーズに応じた適切でわかりやすい情報提供の充実を図ります。

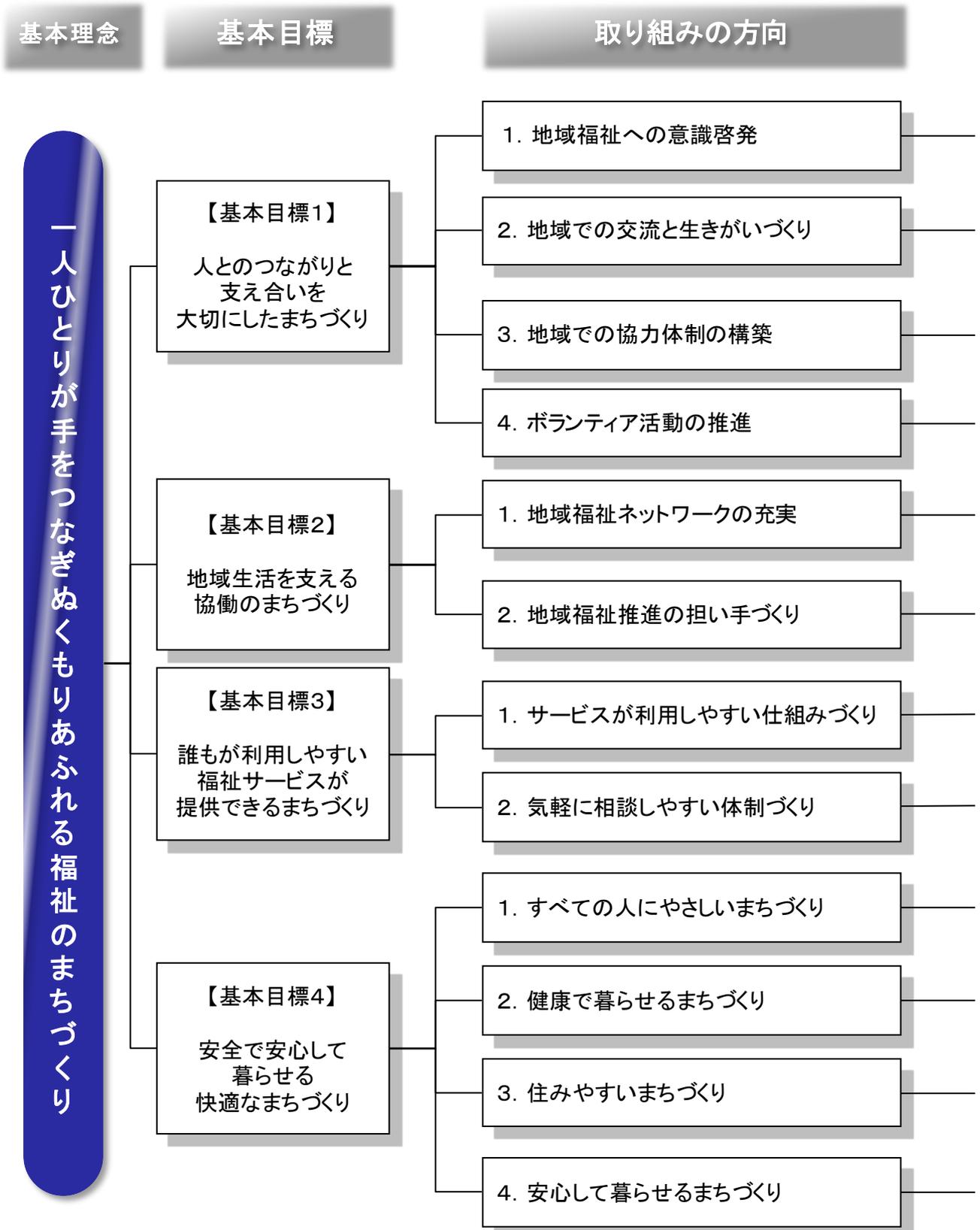
### 基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

地域のすべての人が、年齢や障がいの有無、社会的地位などに関わらず、健康で安心して暮らせるためには、誰もが自立して社会参加できるまちづくりが必要です。また、保健・医療・福祉分野の一体的な運営はもちろん、教育や環境、交通、防災、まちづくりなどの生活分野との連携も求められます。

高齢者、障がい者、子育て家庭等への支援体制を強化するとともに、誰もが自分らしく充実した生活をおくるために、健康づくり、生きがいづくりに積極的に取り組みます。

また、安全・安心・快適に暮らせるように、良好な生活環境整備や移動支援の確保、防犯・防災体制の充実など、住みよいまちづくりへの取り組みを強化します。

## 7. 施策の体系



## 具体的な取り組み

— (1) 地域福祉の広報・啓発活動 (2) 地域や学校での福祉教育の推進

— (1) 気軽にあいさつできる地域づくり (2) ふれあい・交流の場と機会の提供

— (1) 地域活動への参加促進 (2) 地域での支え合いの仕組みづくり

— (1) ボランティア意識の啓発 (2) ボランティア・NPO活動への支援

— (1) 地域福祉推進体制の整備 (2) 地域の活動や団体間の連携強化  
(3) 地域活動の拠点整備

— (1) 社会福祉協議会との連携 (2) 民生委員・児童委員活動の支援  
(3) 地域ボランティアなど担い手の育成支援

— (1) 情報提供の充実 (2) 住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備

— (1) 相談窓口の充実 (2) 相談支援体制の強化

— (1) 高齢者にやさしいまちづくり (2) 障がい者にやさしいまちづくり  
(3) 子どもにやさしいまちづくり

— (1) 地域での健康づくりの推進 (2) 地域医療体制の充実

— (1) 良好な生活環境の整備 (2) 地域での交通安全対策 (3) 外出・移動手段の確保

— (1) 防犯体制の整備 (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

## 8. 地域福祉計画の推進

### (1) 市民・関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO、福祉関係事業者・福祉施設、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

### (2) 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉の推進に向けて基本的な理念、地域と社会福祉協議会、行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と社会福祉協議会、行政による重層的な支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。

また、本計画は、社会福祉協議会による地域福祉活動計画と調整を図り、社会福祉協議会との連携を一層深め各事業の推進を図ります。

なお、地域福祉の推進に向けて、すでに設置されている保健福祉推進協議会で、進捗状況をチェックし、計画の評価・改善等の必要な見直しを図ります。